

宇部市電子入札実施要領

令和2年6月29日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市が電子入札システムを使用して発注する場合の事務取扱
について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

調達案件の登録から落札者決定までの入札手続を、コンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムにより行う入札手続をいう。

(3) 紙入札

書面により行う入札手続をいう。

(4) 電子くじ

落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。

(5) ICカード

入札参加者の電子証明書を格納したカードで、財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象は、建設工事等（宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日）第2条第1項に規定する建設工事等をいう。以下同じ。）のうち、市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「対象案件」という。）とする。

(利用者登録)

第4条 電子入札システムを利用しようとする者は、取得したICカード並びに業者番号及び商号又は名称（以下「業者番号等」という。）を使用して、電子入札システムで利用者登録を行わなければならない。

2 前項に規定する業者番号等は、宇部市ウェブサイトに掲載する。

3 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第5条 ICカードの名義は、入札参加資格として登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から入札、見積及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）とする。

- 2 電子入札に参加しようとする者が共同企業体である場合の I C カードの名義人は、当該共同企業体を代表する構成員の代表者等とする。
- 3 代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映した I C カードを取得し、前条第 1 項の手続きを行わなければならない。
- 4 入札参加者が I C カードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札への参加を認めない。この場合において、当該入札参加者は、不正又は不誠実な行為として指名停止等の措置の対象となる場合がある。

(案件登録)

第 6 条 市長は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。
(条件付一般競争入札の参加申請等)

第 7 条 条件付一般競争入札である対象案件に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が 2MB を超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届(様式第 1 号)を添付して送信した後、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参により提出するものとする。
- 3 共同企業体対象案件に参加するときは、競争参加資格確認申請書提出画面の「JV 参加」にチェック及び「企業体名称」欄に共同企業体の名称を入力するものとする。
- 4 市長は、第 1 項の競争参加資格確認申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。
- 5 市長は、前項の競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対し、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

(公募型指名競争入札の参加申請等)

第 8 条 公募型指名競争入札である対象案件に参加しようとする者は、参加表明書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 添付する電子ファイルの容量が 2MB を超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届を添付して送信した後、参加表明書受信確認通知及び入札参加に必要な資料を持参により提出するものとする。
- 3 共同企業体対象案件に参加するときは、参加表明書提出画面の「JV 参加」にチェック及び「企業体名称」欄に共同企業体の名称を入力するものとする。
- 4 市長は、第 1 項の参加表明書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより参加表明書受付票を発行するものとする。
- 5 市長は、前項の参加表明書受付票を発行した者に対し、電子入札システムにより

指名通知書又は非指名通知書を発行するものとする。

(技術提案資料)

第9条 電子入札の対象案件が総合評価競争入札であるときは、入札参加者は、競争参加資格確認通知書を受信後、技術資料画面の「添付資料」欄に、技術提案資料を添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

2 添付する電子ファイルの容量が3MBを超える場合には、資料に代えて確認資料等持参届を添付して送信した後、技術資料受信確認通知及び技術提案資料を持参により提出するものとする。

(入札)

第10条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、市長から第13条に定める紙入札参加承認を得たときは、この限りでない。

2 電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する3日以上(宇部市の休日に関する条例(平成2年条例第15号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。))を除く。)とする。

3 前項において、工事費内訳書の提出が必要な場合、入札書画面の「添付資料」欄に、工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

4 添付する電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、工事費内訳書に代えて工事費内訳書持参届(様式第2号)を添付して送信した後、入札書受信確認通知及び工事費内訳書を持参により提出するものとする。

5 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)を提出した後は書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(添付資料の取扱い)

第11条 電子入札システムで提出する添付資料を作成するソフトウェアについては、次のとおりとする。

- (1) Microsoft Word
- (2) Microsoft Excel
- (3) PDF

2 添付資料を圧縮して提出する場合は、ZIP形式によるものとする。

3 添付資料を持参により提出する場合は、電子入札における提出期間と同一とする。

(入札辞退)

第12条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書等を提出する前に電子入札システム又は書面により辞退届を提出することができる。ただし、入札書提出締切日時において、入札書等又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

2 入札参加者が入札書等を提出した後は、辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の建設工事等を落札したことにより、技術者を配置できない等の特別な事情がある場合は、開札前に契約課へ辞退届を提出すること。

(紙入札)

第13条 紙入札での入札参加を希望する者は、原則として次の各号の期限までに紙入札参加承認願(様式第3号)を市長に提出しなければならない。市長は、承認後に写しを提出者に交付することとする。

(1) 条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札による対象案件については、第7条又は第8条の申請書等の提出期限の前日。

(2) 指名競争入札による対象案件については、電子入札による入札書の提出期限の前日。

2 市長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、ICカードの名義人変更時やシステム障害等、やむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での参加を認めることとする。

3 紙入札参加承認を得た者は、電子入札による競争参加資格確認申請書、技術提案資料又は入札書等の提出期間内に、それぞれ必要な資料及び紙入札における入札書(様式第4号)を持参により提出するものとする。

4 入札書等の提出に当たっては、別記1に定めるとおりとする。

5 入札書のくじ番号の判別ができない場合、業者番号の下3桁の数字をくじ番号とみなすこととする。

(開札)

第14条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 市長は、紙入札による参加者がある場合は、原則として当該入札者(競争入札参加資格者名簿に記載された者をいう。以下同じ。)又は入札者の代理人を入札に立ち合わせるものとする。

3 前項の場合において、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすました入札。

(2) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等のICカードを使用した入札。

(3) その他不正の目的をもってICカードを使用した入札。

(4) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札。

(5) 前各号のほか、「入札の心得」5に該当する入札。

(電子くじ)

第16条 落札者となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得た者が2者以上いる場合には、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 電子くじの実施方法は、別記2に定めるとおりとする。

(再度入札)

第17条 落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札に付する場合は、再度の入札書の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知しなければならない。ただし、再度の電子入札に参加できない者を除くこととする。

2 再度入札の入札書提出締切日時及び開札日時は、原則として前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の市が定める時間とする。

3 再度の入札においても落札者となるべき者がいないため再々度の電子入札に付する場合には、前2項の規定を準用する。

(落札者決定の保留)

第18条 市長は、落札を保留する必要がある場合、保留したことを入札参加者に通知するものとする。

(システム障害等)

第19条 電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札の延期又は入札方式を紙入札に変更等の適切な処置をとるものとする。

2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。

なお、提出された電子ファイルがコンピュータウィルスに感染していることが判明した場合、又はファイルの破損等によりその内容を確認することができない場合は、再提出を連絡するものとする。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日以降公告、公募又は指名通知するものから施行する。

別記 1

第 13 条第 4 項に規定する入札書等の提出に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書を入れた内封筒にあつては、「入札書在中」と朱書きし、入札件名、開札日、入札者の住所及び商号又は名称を記載するとともに、貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印する。
- (3) 外封筒にあつては、前号の内封筒及び工事費内訳書（対象案件が工事の場合に限る。）を封入し、「入札書在中」と朱書きするとともに、入札件名、送付（提出）先、入札者の住所及び商号又は名称を記載する。
- (4) 入札書等を封入した外封筒及び入札書等提出確認書（様式第 5 号）（以下「確認書」という。）を入札書提出締切日時までに契約課に提出することとし、契約課は提出された確認書に署名及び受付印を押印し、写しを提出者に交付することとする。
- (5) 上記のほか、「入札書封筒の記載方法等」を参照すること。

別記2

第16条第2項に規定する電子くじの実施方法については、次のとおりとする。

例) 入札参加者3社(A社、B社、C社)が同額入札の場合

(1) 「抽選番号」を付与(A社、B社、C社の順に入札書が市に到達)

業者名	抽選番号
A社	0
B社	1
C社	2

入札書の到達順に「0、1、2、・・・」の「抽選番号」を付与

(2) 入札書の「くじ番号」及び「乱数」の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号	乱数	計
A社	592	713	$592 + 713 = 1305 \rightarrow \underline{305}$
B社	066	469	$66 + 469 = 535 \rightarrow \underline{535}$
C社	874	289	$874 + 289 = 1163 \rightarrow \underline{163}$

乱数：電子入札システムで自動的に3桁の番号を付与

「くじ番号」と「乱数」を合計し、それぞれの下3桁を合算

$$305 + 535 + 163 = 1003$$

$$1003 \div 3 \text{社} = \text{商} : 334 \text{ (余り : 1)}$$

(3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	落札者
A社	0	
B社	1	落札
C社	2	

「抽選番号」と「余り」が合致したB社が落札者に決定

様式第 1 号

確認資料等持参届

下記の資料については、持参により提出します。

記

【入札参加資格確認資料】

- (競争参加資格確認申請書・参加表明書・技術資料) 受信確認通知
- 同種・類似(工事・業務)の施工実績調書(条件付、公募型:様式第2号)
- (建設工事・業務)発注証明書(条件付、公募型:別紙)
- 監理技術者又は主任技術者の資格・工事経験調書(条件付:様式第3号)
- 技術者の資格・業務経験調書(公募型:様式第3号)
- 手持工事状況調書(条件付:様式第4号)
- 共同企業体協定書(写)
- 委任状
- 使用印鑑届
- その他必要な確認資料

【技術提案資料】

- 技術提案資料の提出について(総合評価:第1号様式)
- 技術提案資料提出一覧表(総合評価:第2-1~2-2号様式)
- その他必要な様式(総合評価:第3号様式~第14号様式)
- その他必要な確認資料

注1 本様式は、添付資料のデータ容量が3MB(入札参加資格確認申請時においては2MB)を超える場合又は入札公告等により上記資料を持参により提出することとされている場合に提出すること(工事費内訳書は除く。)

2 提出する資料のチェック欄に、チェックを入れること。

3 「条件付」とは「宇部市条件付一般競争入札事務処理要領」、「公募型」とは「宇部市公募型指名競争入札事務処理要領」、「総合評価」とは「宇部市総合評価競争入札方式事務処理試行要領」に定める様式をいう。

様式第2号

工事費内訳書持参届

添付資料の容量が2MBを超えたため、宇部市電子入札実施要領第10条の規定により、工事費内訳書を持参します。

様式第3号

紙入札参加承認願

1 工事（又は業務）名

--

2 電子入札システムにより参加することができない理由

--

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者 氏名
連 絡 先

宇 部 市 長 様

※理由は詳細に記載することとし、それを裏付ける資料の提出を求められた場合はこれに応じること。

上記について、 承認します。 承認しません。

不承認の理由

--

年 月 日

様

宇部市長

様式第4号

入札書

工事(業務)名	
---------	--

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

くじ番号			
------	--	--	--

上記の工事（又は業務）について、宇部市財務規則条項、設計書、仕様書、図面及び現場を熟知承認の上、入札します。

年 月 日

宇部市長様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

※「入札書在中」と朱書きし、入札件名、開札日、住所及び商号又は名称を記載した封筒に入れ、貼り付け部分を使用印で割印してください。

様式第5号

入札書等提出確認書

年 月 日

宇部市長 様

提出者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで適合・指名通知のあった下記工事（業務）に係る入札に参加したいので、別添のとおり入札書等を提出します。

記

1 工事（業務）名 _____

2 開 札 日 時 _____ 年 月 日 _____ 時 分

3 提 出 書 類 入 札 書 工 事 費 内 訳 書

4 立 ち 合 い 立ち会いを辞退します。
※開札の立ち会いを辞退する場合は☑を入れてください。

契約課 確認欄	受領者印 (署名)		受付印	
------------	--------------	--	-----	--

(受付時間) :